

第2次甲賀市地域福祉計画（令和3年度見直し版）の見直しに係る策定方針について

1. 見直しの背景と趣旨

- 平成 29 年 7 月に「人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念とし、「第2次甲賀市地域福祉計画」を策定しました。
- 国の政策として、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が開始されました。
- 高齢化や人口減少が本格化する中で、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大が重なり、人と人とのつながりの希薄化を加速させました。
- 令和3年10月に、社会的孤立をはじめとする生活課題の多様化・複雑化を受けて、「重層的支援体制整備事業」や「新しい豊かさの追求」といった内容を盛り込み、計画の見直しを実施しました。
- 令和6年度に実施される甲賀市総合計画第3期基本計画の策定に合わせ、本計画の見直しを行います。

2. 見直しの方向性

（1）第2次甲賀市総合計画（第3期基本計画）の方向性との整合

- ・第2次甲賀市総合計画の方針にある「新しい豊かさ」を踏まえたうえで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現、さらにはアフターコロナ社会を実現する計画とします。

（2）関係法令および地域福祉を推進する条例との整合

- ・地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載します。
- ・第3次甲賀市地域福祉活動計画及び甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画に定める包括的支援体制の整備に関する事項について調和が保たれているものとします。

3. 期間

計画期間の見直しは行わず、平成29年度（2017年度）から令和10年度（2028年度）までの12年間とします。なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて4年毎に見直しするものとします。

4. 計画の策定体制

本計画の見直しにあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、甲賀市市政に関する意識調査、パブリック・コメントを実施するとともに、学識経験者、地域福祉団体の関係者、社会福祉事業の関係団体、公募による市民といった幅広い分野の関係者を委員とする「甲賀市地域福祉計画審議会」において審議を行います。

5. スケジュール

令和5年	7月	審議会（委員委嘱、進捗報告等）
	12月	策定方針決定
令和6年	1月	市民意識調査・事業所意識調査とりまとめ
	2月	審議会（諮問）
	4月～10月	審議会（2回程度）
	8月	見直し計画案庁内照会
	11月	審議会（答申）
	12月	パブリック・コメント
令和7年	3月	計画策定

※議会・庁議については、適宜、報告及び協議を実施します